

横浜家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成29年12月4日（月）午後1時30分～午後3時45分

第2 場所

横浜家庭裁判所大会議室（本館5階）

第3 出席者

（委員）五十音順，敬称略

伊部智隆，内嶋順一，大須賀滋，押川渉，河原俊也，小村陽子，白石葉子，西山俊太郎，仁平正夫，藤塚正人，松谷佳樹

（事務担当者）

首席家庭裁判所調査官，家事首席書記官，少年首席書記官，事務局長，総務課課長補佐

（オブザーバー）

弁護士（神奈川県弁護士会所属），家事次席家庭裁判所調査官，主任家庭裁判所調査官

第4 テーマ

横浜家裁における親ガイダンスの取組について～両親の紛争下での子の心理や子の接し方について～

第5 議事（以下，◎委員長，○委員，◆オブザーバー及び事務担当者）

1 委員長選任

大須賀委員が委員長に選任された。

2 委員長代理氏名

委員長から，松谷委員が委員長代理に指名された。

3 首席家庭裁判所調査官から，今回の委員会のテーマの趣旨等について，次のとおり説明があった。

近年，家庭裁判所においては，離婚や別居に伴う父又は母と子どもの面会交流や子どもの監護者の指定等，子どもの監護をめぐる事件の数が増加し，複雑困難化している状況にあり，また，父や母になかなか子どもの利益を慮る心理的な余裕がない場合も多く見られる。

このような状況の中で，家庭裁判所が調停を行うにあたっては，子どもの監護に関する事項を協議するときに，子どもの利益を最優先して考慮しなければならないと定めた民法の趣旨を踏まえた調停運営を行うことが求められており，離婚を考える際に父母が一般的に知っておくべき事項を，一定の質を保ちつつ調停の初期段階で提供した上，子どもの利益に目を向けた状態で調停に臨めるようにすることが望ましいと考え，当庁では，平成29年8月から，調停当事者に対する親ガイダンスの取組を始めている。

取組は主に二つあり、紛争の渦中にある子どもへの配慮の在り方について案内しているもの及び面会交流場面での配慮すべき事項について案内しているものがある。

4 引き続き、主任家庭裁判所調査官から家庭裁判所の親ガイダンスの取組について、次のとおり、説明があった。

(1) 未成年の子どもに関わる手続は、家事事件全体の中でも相当多数に上る。夫婦関係調整事件並びに子の監護者の指定及び面会交流など子の監護に関する事件の調停にあたっては、調停申立受付後、家庭裁判所調査官が親ガイダンスを実施するのに支障がないケースかどうかなどについて裁判官に意見をあげ、手続選別を行ってから調停を開始している。

(2) 両親の紛争、離別から生じる子どもへの否定的な影響をできるだけ緩和するため、親権、面会交流などについて争っている夫婦に対して、紛争下での子どもの心理や子どもへの適切な接し方について、パンフレットを交付して、正しい知識付与や助言などを行っており、これを親ガイダンスと称している。調停の場が、親権等を争うような勝ち負けを決する場ではなく、子どもの養育を考えて話し合う場であることへの理解を親に促し、それによって、子どもの福祉にそった解決につながることを期待する取組である。

また、親子が交流を続けるための具体的な留意点等についての理解を促すという取組も行っているが、こちらは後ほど詳しく述べる。

(3) 親ガイダンスについては、米国など、離婚手続に際して受講が義務付けられている国もある。日本の家庭裁判所においても、各庁で様々な取組がなされているところである。当庁では、中学生以下の子どもがいる調停当事者に対して、第一回調停の後半あるいは第二回調停までにパンフレットを交付し、広く親ガイダンスを実施している。

5 意見交換

◎ まずは、親ガイダンスの取組の一点目である、親が紛争中の子どもへの配慮の在り方についてパンフレットを交付している点について、御質問や御意見をいただきたい。

○ 親ガイダンスは、総論は素晴らしいと思うが、当事者の心情を考えると色々気になる点もある。手続選別の結果、親ガイダンスを実施して差し支えないだろうという事案については、ほぼ例外なく実施するという理解でよいか。

◆ 手続選別以外にも、調停委員が調停を始めてから差し支えありと思ったら無理に交付せず、その旨裁判官や調査官に伝えてもらうようにしている。

○ 申立書に色々記載があれば手続選別で分かるだろうが、提出された書面の記載からは分からないものはどうするのか。

◆ 調停が始まってから、調停委員が差し支えありと思った時点で交付予定を止め、裁判官や調査官に相談してもらっている。

○ 実施してみて、親ガイダンスに対する当事者や調停委員の反応はいかがか。

◆ 取組を始めてまだ3、4か月くらいでの感触だが、当事者の方々は、子どものことに関心があるので、素直に前向きに受け取っていると調停委員から聞いている。調査官からパンフレットを渡す場合もあるが、その際、当事者自らパンフレットの内容に関し自分が考えたことについて話をされることもある。今のところ親ガイダンスの内容が正確に伝わらずに調停がこじれたり、親ガイダンスの内容に不満や抵抗を示され

たりした例は生じていない。

- 外国籍の方の事件も多いと思うが、外国語のものは用意するのか。
 - ◆ あった方がよいとは思われる。必要に応じて現在のパンフレットを改訂することも視野に入れているが、まだ外国語版の作成までには至っていない。
 - ◎ 親ガイダンスをやっていくこと自体への御感想・御意見等はいかがか。
 - 親ガイダンスを始めたきっかけになった一番のポイントは何か。
 - ◆ 親権・監護権や面会交流などの取り決めは、親が了承すればそれでよいわけではなく、子どもの福祉に合うかどうかという見地から考える必要がある。まず親にそのことを理解してもらう必要があると考えており、民法の規定が改定されたのも、そうした社会的要請を受けてのことだと理解している。
 - 特に親ガイダンスに反発等はないとのことだが、冷静に調停を受けられないような人にはどのようにされているか。
 - ◆ 今のところ、親ガイダンスの内容が正確に伝わらなかったことにより調停がこじれたりした事案などはないが、親ガイダンスをすべきかどうか、またどのタイミングでしたらよいか、判断が難しい事案には調査官が立ち会って対応している。
 - 親ガイダンスの取組は有効に働くのだろうと思うが、子どもの福祉ということできくと、離婚自体がどれだけ子どもにダメージを与えるのか大人が分かっていないように思う。結婚や夫婦の在り方についての教育も大事であり、離婚を少なくする予防策のようなことを考えていくことも必要だと思う。
 - 親ガイダンスは、とても良い取組だと思う。勝ち負けに目がいきがちな親に、子どもの福祉を意識させるという点が良い。調停委員からも概ね好評である。
また、同様の取組は他庁でも広がっているようであるので、他庁の実情を聞き、改訂すべきところは改訂することが今後必要になってくると考える。
 - 面会交流の調停申立が増えており、そうした中で、子どもの視点を最優先に考えるこうした取組は必要なことであると思う。
- 6 主任家庭裁判所調査官から、面会交流の取組について次のとおり説明があった。
- 親ガイダンスの取組の二点目として、面会交流を実施することが不適切な事案を除き、小学生以下の子どもがいる面会交流事件や夫婦関係調整事件などで面会交流について話し合う親に対して、面会交流を実施することについておおむね合意が形成された段階で、面会交流ワークシートを交付し、面会交流DVDビデオ「子どものいる夫婦が離れて暮らす時考えなければいけないこと」又は配信動画を当事者に視聴してもらっている。
- 取組を始めたばかりであり、当事者の調停での子どもに関する話し合いの姿勢による影響を与えるかどうかは、今後、検証が必要と考えているが、現在のところ、パンフレットの交付やDVD視聴の勧めに対する当事者の反応はおおむね前向きであり、親にとっても自分たちの紛争に関わる子どもの問題について関心が高いと思われる。
- 7 次に、神奈川県弁護士会所属弁護士から、次のとおり意見陳述があった。
- (1) 両親に情報提供するという親ガイダンスの取組の趣旨には賛同するが、主に女性の権利を擁護する活動をしている弁護士の立場から、いくつか指摘したい。
 - (2) 裁判所が関与しない離婚が多数を占める日本においては、本来親ガイダンスの実施対象とすべき事案の多くが裁判所に持ち込まれていない面がある。

- (3) DV事案での面会交流の実施は、子どもにとってもダメージがあり、リスクが大き
く、子どもの最善の利益に適うものとは言えないので、DV事案においては親ガイ
ダンス実施を見合わせる必要がある。
- (4) 面会交流と養育費は車の両輪であり、主に男性側からの請求である面会交流のみを
取り上げ、主に女性側からの請求である養育費の問題への取組が見えてこない
と、女性に疎外感を味わわせ、結果的に家庭裁判所が社会、とりわけDVや貧困に苦しむ女
性からの信頼を失いかねないと危惧している。
- (5) 非対等な関係にあった夫婦であっても互いを尊重し合うよう求める親ガイダンスの
メッセージは、事案によっては誤解・誤導・二次被害を生む場合があり、これを防ぐ
ためには代理人の支援が欠かせないので、代理人の支援がない事案においては一層慎
重な利用が求められる。

8 意見交換

- ◎ 裁判所に来る事案はDV等、紛争性の高いものが多いのかといった点につき実感として
はいかがか。
- そのような事案は印象に残りやすいのでそういうイメージが強いかもしれないが、
大部分の事件は、通常的面会交流の話し合いができると考えられる事案がほとんどで
ある。平均的な当事者像を見たとき、DVDを見せるのは良いと思っている。
- ◎ 親ガイダンスの二点目の取組である、面会交流のDVDや配信動画を当事者に視聴
してもらっている点について、御質問や御意見をいただきたい。
- 実際の面会交流の橋渡しをする際に問題になるような良い例や悪い例が多く取り上
げられていて、頷きながら見ていた。ただ、DVDには、子どもの養育のために協力
してくださいという見えないテーゼが流れているが、離婚に至った元夫婦には何らか
の信頼関係の破壊があったはずであり、子どものために関係性をもう一度構築するに
は相応の大変さがある。DVDではその点はさらっと描いていたが、そのようにさら
っといかない事案こそ、親としての関係性再構築のところをいかに滑らかにしてい
くかという大きな問題がある。
- DVDの内容は優等生すぎるようなところがあり、改訂版を待ちたい。
また、先ほど、オブザーバーの弁護士から、DV事案の調停で面会交流が強制され
ているような話があったが、一口にDVといっても様々な内容のものがあり、調停委
員会は、面会交流の禁止制限事由に当たるかどうかを慎重に判断しているはずである。
- DVDで示されている観点は、どれも面会を前にして親が心配する典型的なものば
かりで、良いものだと思う。紛争中の当事者を支援する際、DVDの内容やワークシ
ートを示すことで、あなたが心配する点は裁判所もよくある例として心配しているし、
理解してくれている点だから、他方の親に伝えていこうと話すと本人を安心させるこ
とができる。ただ、ビデオの内容は、ややきれいごと過ぎていて、裁判所は、ここま
でうまくいくとのんきに思っているのだろうかと感じる人もいると思うので、改訂版
があるとよいと思う。
- ◆ 実際にはこううまくいかないと言う人もいるかもしれないが、このDVDに近づ
けることが子どもの負担を減らすことになるというメッセージを送り、3年後、5年
後を見据え、これまでは争う夫婦だったかもしれないがこれからは協力し合う父母と

してこれを目指してくださいと当事者には説明している。

- 目指すべき理想を示すのはよいことだが、目指せば到達するとそんなに簡単に思っているのかと感じる当事者もやはりいると思うので、その兼ね合いかなと思う。
- 子どもの立場から離婚後の親子関係を考えるシンポジウムで、小学校低学年のときに親の離婚を経験した子どもから、一方の親に合わせていたら、他方の親のことがよく分からなくなったという話が出ていた。大人は人に相談できるが、子どもは一方的に溜め込むだけである。成長に応じて子どもの思いは変化していき、隠れた思いもあるはずなので、そのメッセージにいかにか社会として耳を傾けて寄り添っていくかが大事であると感じた。
- DVDが効果を上げるには、子どもの状況を見極めた上で視聴してもらう人を選別する判断が最も大事だと思うので、その見極めについて研修で扱うなどして、一層効果を上げていてもらいたい。
- 面会交流に出かけるときの母の顔がその日だけ違っていて、面会交流が地獄のように辛かったという子どもの話を聞いたことがあり、子どもの心情への配慮が大切であると感じているので、そういう点に配慮していこうという親ガイダンスの試みは良いと思う。ただし、型通りの答えを示していると受け取られ、裁判所から分かってもらえないと疎外感を感じてしまうようなことがないように、ケースが100通りあれば100通りの親の受け止めがあることを調停委員の皆さんにもお伝えいただきたいと思った。
- 親ガイダンス用パンフレット・DVDともに、当事者の親に気付きを与え、具体的な行動に落とし込む良いきっかけになるツールとして大きな意味があると思う。
- 非行少年を見ていると、親の離婚が暗い影を落としているとしみじみ感じる。子どもの利益のために、子どもに配慮するこのような取組をブラッシュアップしていてもらいたい。
- ◎ 本日は、有益な御意見を色々いただいた。当庁で検討し、工夫できる点を考え、今後に活かしていきたいと思う。

第6 次回テーマについて

利用しやすい家庭裁判所をめざして～利用者アンケートの結果から～